

ご遺族の方へ



那賀町



## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

那賀町では、亡くなられた時の一般的な手続きについて、ハンドブックを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

那賀町役場：0884-62-1121

相生庁舎：0884-62-1111      木沢支所：0884-65-2111

上那賀支所：0884-66-0111      木頭支所：0884-68-2311

## よくあるご質問

**Q1** 故人の本籍が分かりません。

**A1** 本籍は以下のような書類に記載されています。詳しくは住民課へお問い合わせください。

- ①埋火葬許可証（納骨の際に必要な書類）
- ②亡くなられた方の本籍が記載されている住民票の除票

**Q2** 那賀町に本籍がない場合でも、那賀町に戸籍の請求はできますか？

**A2** 令和6年3月1日から広域交付が可能になり、本籍地が那賀町にない場合でも戸籍請求ができます。（請求者は、本人・配偶者・直系の方に限定されています。）

**Q3** 国民年金・厚生年金の手続きは年金事務所に行けばよいですか？

**A3** 年金の種類によって、亡くなられた方の住所地の市町村役場での手続きも可能です。また、手続きには役場で取得する証明書（戸籍等）も必要になりますので、お問い合わせください。

**Q4** 亡くなられた方の保険証などで見つからないものがありますが、手続きできますか？

**A4** 状況に合わせてご案内いたしますのでご相談ください。

# もくじ

身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ（目安）	P.1
役場での手続きチェックリスト	P.2
役場での各種手続き	
1. 死亡届について	P.3
2. 住民票・印鑑登録について	P.5
3. 年金の手続きについて	P.5
4. 障がい福祉の手続きについて	P.6
5. 介護保険について	P.6
6. 緊急通報装置について	P.6
7. 葬祭費について	P.7
8. 亡くなられた方に子どもがいる場合・子どもが亡くなられた場合	P.7
9. 税の手続きについて	P.8
10. 住宅関係の手続きについて	P.9
11. ケーブルテレビ関係の手続きについて	P.9
12. 簡易水道・集落排水について	P.10
13. 外国籍の方の届出について	P.11
問い合わせ窓口一覧	P.12
改葬・墓じまいの手続きについて	P.13
役場外での各種手続き	
亡くなられた方が会社員だった場合	P.14
亡くなられた方が個人事業主だった場合	P.15
相続に関する手続きチェックリスト	P.16
少し落ち着いてから行う役場外での手続きチェックリスト	P.18
相続人確認表	P.19
故人の財産について	P.20

## 身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届等</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金等の手続き (18 ページ参照)</li> <li>○遺言調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人調査</li> <li>○相続財産調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(16～17 ページ参照)</li> </ul>
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (17 ページ参照)</li> </ul>
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○払戻・解約・名義変更等</li> <li>○遺産分割協議 (16 ページ参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告 (17 ページ参照)</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

那賀町で必要な手続きについては、次のページから窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。  
大切な方を亡くし大変な時期とは思いますが、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、12 ページに窓口一覧を掲載しています。

## 役場での手続きチェックリスト

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。  
✓点がついた項目は、該当ページで手続き内容を確認してください。

故人についての確認事項		該当に ✓	該当 ページ
住民票	外国籍でしたか？	<input type="checkbox"/>	P.11
年金	国民年金を受給又は、加入をしていましたか？	<input type="checkbox"/>	P.5
障害福祉	障がい者手帳をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/>	
介護保険	65歳以上の方又は、40～64歳で要介護認定を受けていましたか？	<input type="checkbox"/>	P.6
高齢者福祉	緊急通報装置を設置していましたか？	<input type="checkbox"/>	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか？	<input type="checkbox"/>	
	75歳以上の方でしたか？	<input type="checkbox"/>	
子育て	こどもはぐくみ医療費助成の受給者証をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/>	P.7
	児童手当を受けているご家庭でしたか？	<input type="checkbox"/>	
	児童扶養手当証書をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/>	
税金	町・県民税の課税の手続きが必要ですか？	<input type="checkbox"/>	
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/>	P.8
	固定資産税が課税されていましたか？ また、どなたかの相続代表人等になられていましたか？	<input type="checkbox"/>	
その他	町営住宅に入居していましたか？	<input type="checkbox"/>	P.9
	町のケーブルテレビ、インターネットに加入していましたか？	<input type="checkbox"/>	
	簡易水道・集落排水に加入していましたか？	<input type="checkbox"/>	P.10
	会社員でしたか？	<input type="checkbox"/>	P.14
	個人事業主でしたか？	<input type="checkbox"/>	P.15

# 1. 死亡届について

## 死亡届

---

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。  
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

【届出時にお伺いします】

- ・ 喪主の方の氏名
- ・ 火葬場の場所・告別式の日時・場所
- ・ 新聞・広報の掲載の可否 等

## 火葬許可証

---

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

## 届出地

---

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

## 届出人

---

- ・ 親族
- ・ 同居者
- ・ 家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・ 成年後見人・保佐人・補助人等  
(登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

## 必要なもの

---

- ・ 死亡届 (右側の死亡診断書に、医師による証明のあるもの) 1通

## ※那賀町に届出を提出する場合は…

---

### 【平日（8:30～17:15）】

本庁舎住民課・相生支所・上那賀支所・木沢支所・木頭支所

### 【休日（8:30～17:15）】

本庁舎・相生支所・上那賀支所・木沢支所・木頭支所

### 【夜間（17:15～8:30）】

本庁舎・相生支所

なお、夜間休日に届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

## 死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

---

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ下記の日数がかかります。

（土日祝日を除く）

- ・本籍地に届出をした場合 → 届出日から約3日
- ・本籍地以外に届出をした場合 → 届出日から約10日～14日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

## 2. 住民票・印鑑登録について

### 死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

死亡届が提出されると、届出を受理した役所から本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

印鑑登録されている方についても、印鑑登録は自動的に廃止となります。特別な届出は必要ありませんが、証をお持ちの方はお返しく下さい。

#### 担当課・問い合わせ先

住民課 戸籍・住民基本台帳担当 ☎0884-62-1194

## 3. 年金の手続きについて

### 年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給者死亡届や未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。家族の状況や年金の種類等により、必要な書類や請求先が変わってきます。年金証書等により確認させていただきます。

死亡者・配偶者の年金証書、請求者のマイナンバーがわかるもの、請求者の振込先の通帳、印鑑等をお持ちください。

### 国民年金に加入中の方（国民年金第1号被保険者の方）が死亡したとき

国民年金に加入中の方が亡くなられた場合、死亡後の手続きが必要になることがあります。

#### 担当課・問い合わせ先

住民課 国民年金担当 ☎0884-62-1194

## 4. 障がい福祉の手続きについて

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が重度障がい者医療費助成受給者証など、障がいに関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

### 担当課・問い合わせ先

保健医療福祉課 障がい者福祉担当 ☎0884-62-1141

## 5. 介護保険について

那賀町の介護保険の被保険者（65歳以上の方等）が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続き等が必要な場合がありますので、相続人の方の口座番号のわかるもの（通帳等）をお持ちください。

### 担当課・問い合わせ先

保健医療福祉課 介護保険担当 ☎0884-62-1141

## 6. 緊急通報装置について

緊急通報装置を設置されている方が亡くなられたときは、ご家族の方で装置の撤去を行い、装置本体とペンダントをご返却ください。

配線が複雑で、撤去が難しい場合はご連絡ください。

※同居の高齢者等がいらっしゃる場合は、継続も可能です。

### 担当課・問い合わせ先

保健医療福祉課 高齢者福祉担当 ☎0884-62-1141

## 7. 葬祭費について

「那賀町の国民健康保険に加入されていた方」及び「後期高齢者医療保険制度に加入され、徳島県後期高齢者医療広域連合から被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して 20,000 円が支給されます。

### 申請に必要なもの

1. 亡くなられた方の保険証（既に返還された場合は不要です。）
  2. 相続人代表者の印鑑
  3. 葬祭を行ったことが確認できるもの（葬祭費用の領収書、会葬礼状等）
  4. 申請者（葬祭を行った者）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
  5. 申請者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）
- ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効）

#### 担当課・問い合わせ先

税務保険課 国民健康保険・後期高齢者医療担当 ☎0884-62-1182

## 8. 亡くなられた方に子どもがいる場合・子どもが亡くなられた場合

お子様に関する手当を受けている方、もしくは手当の対象となる子どもが亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記にお問い合わせください。

また、18歳以下のお子様を養育されている方（父又は母等）が亡くなられたときに、児童扶養手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記にお問い合わせください。

#### 担当課・問い合わせ先

すこやか子育て課 子育て支援担当 ☎0884-62-1150

那賀町内の小中学校に通っている子どもの保護者が亡くなられたとき、保護者の変更や給食費の口座変更等の手続きが必要になりますので、下記にお問い合わせください。

#### 担当課・問い合わせ先

教育委員会 学校教育担当 ☎0884-62-1106

## 9. 税の手続きについて

### 町民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

#### 担当課・問い合わせ先

##### 【住民税について】

税務保険課 住民税担当 ☎0884-62-1182

##### 【所得税・相続税について】

阿南税務署 ☎0884-22-0414

### 軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

#### 担当課・問い合わせ先

##### 【原付(125cc以下・特定小型原付を含む)・小型特殊自動車・ミニカーについて】

税務保険課 軽自動車税担当 ☎0884-62-1182

##### 【125ccを超えるオートバイについて】

四国運輸局徳島運輸支局 ☎050-5540-2074

##### 【三輪・四輪の軽自動車について】

軽自動車検査協会徳島事務所 ☎088-641-2010

### 固定資産税

町内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人に納税義務を承継していただくこととなります（地方税法第9条）。亡くなられた方がおひとりで所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。共有の固定資産の場合は、届出が不要な場合もあります。

#### 担当課・問い合わせ先

税務保険課 固定資産税担当 ☎0884-62-1182

## 10. 住宅関係の手続きについて

### 町営住宅入居者が死亡したとき

亡くなられた方が町営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、住民課又は各支所住宅担当へお問い合わせください。

### 必要な手続き

どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。

- (1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合  
名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※
- (2) 入居名義人が亡くなり、同居されていない場合  
住宅を明渡す手続き
- (3) 入居名義人の方以外が亡くなった場合  
異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。  
承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

#### 担当課・問い合わせ先

住民課 町営住宅担当 ☎0884-62-1194

## 11. ケーブルテレビ関係の手続きについて

CATV、インターネット契約の名義人の方が亡くなられた場合、名義変更又は解約の手続きをしてください。

#### 担当課・問い合わせ先

ケーブルテレビ課 ☎0884-64-1123

## 12. 簡易水道・集落排水について

簡易水道、集落排水の名義人の方が亡くなった場合、名義変更、利用停止をされる方は、使用休・廃止届等手続きをお願いします。お問い合わせは、住居地の各支所担当へお願いします。

### 担当課・問い合わせ先

環境課 簡易水道・集落排水担当 ☎0884-62-1192

## 住まいの相談窓口

亡くなられた方の住まい（土地や建物等）に関する相談は、下記へお問い合わせください。

### 【相続に関する相談】

遺言、遺産分割協議、相続登記、隣地との境界確定 等

- ・徳島弁護士会 ☎088-652-5768  
(受付時間 / 9:00～17:00 / 月～金)
- ・徳島県司法書士会 ☎088-622-1865
- ・徳島県土地家屋調査士会 ☎088-626-3585

### 【住まいの管理に関する相談】

空き家の見回り、草木の剪定 等

- ・那賀町シルバー人材センター（那賀町社会福祉協議会内）
  - 鷲敷地区 ☎0884-62-2148
  - 相生地区 ☎0884-64-0026
  - 上那賀地区 ☎0884-67-0113
  - 木沢支所 ☎0884-65-2128
  - 木頭支所 ☎0884-68-2202

## 13. 外国籍の方の届出について

### 外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人に、在留カード又は特別永住者証明書を返納していただく必要があります。この場合、下記【返納先】の高松入国管理局に直接赴いて返納していただくか、【郵送先】の東京出入国在留管理局おだいば分室にお送りください。

※必要書類等ありますので、事前にご確認ください。

#### 返納先

高松出入国在留管理局 ☎087-822-5852  
小松島港出張所 ☎08853-2-1530

#### 郵送先

東京出入国在留管理局おだいば分室 宛  
〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

### 亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。

※届出をしないと、在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。

#### 担当課・問い合わせ先

高松出入国在留管理局 ☎087-822-5852  
小松島港出張所 ☎08853-2-1530  
外国人在留総合インフォメーションセンター ☎0570-013904

## 問い合わせ窓口一覧 (詳しくは掲載ページをご覧ください)

詳細ページ	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
P.3	死亡届について	住民課	本庁舎1階
P.5	年金の手続きについて	住民課	本庁舎1階
		年金事務所(お客様相談)	☎088-652-1511
P.6	障がい福祉の手続きについて	保健医療福祉課	相生分庁舎
	介護保険について	保健医療福祉課	相生分庁舎
P.7	葬祭費について	税務保険課	本庁舎1階
	亡くなられた方に子どもがいる場合	すこやか子育て課	
	住民税について	税務保険課	
	所得税、相続税について	阿南税務署	☎0884-22-0414
P.8	軽自動車税について	【原付(125cc以下・特定小型原付を含む)・小型特殊自動車・ミニカーの場合】 税務保険課	
		【125ccを超えるオートバイの場合】 徳島運輸支局 ☎050-5540-2074	
		【三輪・四輪の軽自動車の場合】 軽自動車検査協会徳島事務所 ☎050-3816-3123	
	固定資産税について	税務保険課	
P.9	町営住宅関係の手続きについて	住民課	本庁舎1階
P.11	外国の方が亡くなられたときの特別永住者証明書(外国人登録証明書)の返納先・郵送先について	【返納先】 高松出入国在留管理局 ☎087-822-5852	
		【郵送先】 東京出入局在留管理局おだいば分室	
	亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の方の場合	高松出入国在留管理局	☎087-822-5852

# 改葬・墓じまいの手続きについて

改葬・墓じまいをする場合の一般的な手続きについて記載します。

## 1. 新しい改葬先を確保

---

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

**【必要書類】**

- ・受入証明書
- ・永代使用許可書

## 2. 改葬許可の申請

---

永代供養する場合や、納骨堂や霊園等に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※申請後、許可証の受け取りまで1週間程かかります。

**【必要書類】**

- ・改葬許可申請書
- ・受入証明書
- ・埋葬証明書（現在、埋葬されている墓地の管理者に証明してもらいます）

**【提出先（受取先）】**

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

## 3. 遺骨の取り出し

---

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。お墓の撤去作業は石材店にお願いするのが一般的です。墓地や霊園によって、指定されていることもあるので、現在埋葬されている墓地の管理者にご相談ください。

## 4. 納骨

---

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

担当課・問い合わせ先

住民課 ☎0884-62-1194

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入	すみやかに	被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。  
 なお、事業承継する場合には、相続での手続きが必要です。

項目	期 日	備 考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。  阿南税務署 (阿南市富岡町滝の下4-4) ☎0884-22-0414
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようと する年の翌年3月15日まで	

MEMO

## 相続に関する手続きチェックリスト

☑	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

## 相続に関する手続きチェックリスト

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	<p>各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。</p> <p>基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数</p>

MEMO

## 少し落ち着いてから行う役場外での手続きチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	主な手続き内容	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納	阿南運転免許センター ☎0884-22-3110
<input type="checkbox"/>	軽自動車	名義変更・廃車等	軽自動車検査協会徳島事務所 ☎050-3816-3123
<input type="checkbox"/>	普通自動車	名義変更・廃車等	徳島運輸支局 ☎050-5540-2074
<input type="checkbox"/>	バイク (125cc 以上)		
<input type="checkbox"/>	国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	阿南税務署 ☎0884-22-0414
<input type="checkbox"/>	不動産登記	土地・家屋等の所有者移転 (相続)登記等	徳島地方法務局阿南支局 ☎0884-22-0410
<input type="checkbox"/>	生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金等の請求	加入していた生命保険会社 または代理店
<input type="checkbox"/>	預貯金口座等	口座凍結解除の手続き	各金融機関
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	固定・携帯電話	契約継承・解約	
<input type="checkbox"/>	電気・ガス料金		
<input type="checkbox"/>	インターネット	名義変更・解約	
<input type="checkbox"/>	NHK受信料		NHK 徳島放送局 ☎088-626-5980

※手続きに必要な書類の中には、役場で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等に問い合わせただいてから役場にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

# 相続人確認表 (3親等内の親族家系図)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

発行 那賀町役場  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2024年7月

